

「アクション・プラン」推進委員会(第6回)の開催結果について

- 1 開催日時：平成24年3月16日(金) 17:30～18:35
- 2 場 所：内閣府地域主権戦略室会議室
- 3 出席者：別紙名簿のとおり
- 4 議 事：
①国出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度の基本構成案について
②個別の事務・権限の移譲の検討について

(主な発言要旨)

(吉田国交副大臣)

- ・広域的实施体制は、既存の広域連合制度を前提とせず検討することが必要。
- ・執行機関は独任制とすることを明確にすべき。
- ・全国のブロック割、区域内の全都道府県・政令市の加入を法定すべき。
- ・大規模災害時には、国交大臣の広域的实施体制の長や職員に対する要請に留まらず、指示等ができる仕組みが必要。
- ・広域的实施体制を(直轄河川の)河川管理者とすることは河川法の体系上不可能。法改正の上、新たな事務類型を設け、国交大臣による特別の関与を設けることが不可欠(直轄国道も同様)。

(北神経産政務官)

- ・府県からの事務の持ち寄り、行政の効率化・簡素化の要素として是非お願いしたい。法定を求める。(後の発言で法定までは求めないと修正)
- ・パブリックコメント等によって国民的な議論としていくべき。
- ・個別の事務権限より器(受け皿)の議論を先に法律として出す方が進むのではないか。

(井戸連合長)

- ・本来自治事務を増やすように主張したいところだが、他の地域では国が行っていることを鑑みて、全て法定受託事務として受ける。機関委任事務の復活につながるような仕掛けは認められないが、法定受託事務に対する関与や大臣の並行権限など柔軟に考えたい。現行の河川法や道路法等に規定されているような包括的な「指示」の制度を盛り込むことにより、大臣の指揮監督と実質的に同じ内容を担保できる。また緊急時には、国の「指示」を受ければ広域連合は当然に動く。逆に、テックフォースの派遣など応援要請権を与えていただきたい。
- ・執行役の設置、独任制・理事会制の選択、および持ち寄りの事務については法定すべきで

なく、地方の自主性に委ねていただきたい。

- ・給与や財源については、移管前と同様に財源措置されたい。

(以上 提出資料に沿って反論)

- ・今の広域連合制度は、構成団体が決めれば広域連合はそれに従えばよいという仕組み。今回の事務移譲については、国からダイレクトに広域連合に移譲される仕掛けなので、広域連合の執行部と議会がきちんとそれに関与できる仕掛けが必要。規約の改廃は、広域連合が議会に諮った上で発議できる仕掛けが必要。

(嘉田国出先委員長)

- ・災害対策。地方では無理だという声が上がっているが、地元が一番切実さをわかるので、テックフォースの派遣などを要望する権限を与えていただきたい。日常的な防災計画については、広域連合で準備を進めており、まずは自治体が責任を持つという覚悟。
- ・インフラの権限。区域を越えるものについて、現行法の体系上考えられないと言われても納得できない。府県を越えるものは受け皿ができれば移管しようという約束であったはず。(広域連合では)ハイグレードの公物管理ができないというが、丸ごと移管なので、ガバナンスを効かせた上でしっかりできる。

(広瀬知事)

- ・執行機関に係る今回の案は、合議性の要素を取り入れた独任制と理解。
- ・事務の持ち寄り、政令市の加入を法定する必要はない。全ての事務は原則法定受託事務とすることで前回の私の発言(第3の事務類型も検討)は勘案してもらった。
- ・毎年度事業計画を提出し大臣同意を得るからには、しっかりと国は予算の面倒をみる形が必要であり、退職金についても同様。

(川端委員長)

- ・(権限を移譲する省庁側の思いは分かるが)国と地方の関係を上下・主従の関係にするというのは地域主権改革に逆行する。
- ・基本構成案では(移譲に際して)原則法定受託事務にするとか、国の関与を柔軟に設けるとか想定しているが、国の指揮監督権を意味するということは馴染まない議論。この案で対応できないかどうか、もう一度議論いただきたい。
- ・政府として市町村長とも意見交換する場を設けているので、知事も地元市町村長と意見交換する中で理解が深まるようお願いする。
- ・政権の重要課題である国出先機関の原則廃止を、国と地方が対等・協力の関係を前提として実現するために、不都合を解決する一層の知恵出し、発想の転換が必要。国会で首相は必ず法律を出すと決意表明しているので、皆さんの協力をお願いする。

「アクション・プラン」推進委員会（第6回）出席者名簿

（推進委員会構成員）

委員長	川端 達夫	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
委員	北川 正恭	早稲田大学大学院教授
	後藤 斎	内閣府副大臣
	福田 昭夫	総務大臣政務官

（関係府省出席者）

内閣府	園田 康博	内閣府大臣政務官
法務省	滝 実	法務副大臣
厚生労働省	津田 弥太郎	厚生労働大臣政務官
農林水産省	森本 哲生	農林水産大臣政務官
経済産業省	北神 圭朗	経済産業大臣政務官
国土交通省	吉田 おさむ	国土交通副大臣
環境省	高山 智司	環境大臣政務官

（関係知事出席者）

関西広域連合	井戸 敏三	兵庫県知事（関西広域連合長）
	嘉田 由紀子	滋賀県知事（関西広域連合 国出先機関対策委員会 委員長）
九州地方知事会	広瀬 勝貞	大分県知事（九州地方知事会 会長）
沖縄県	上原 良幸	副知事

国出先機関の移管に係る全体像の取りまとめに向けて ～残された課題の解決のために～

1 全ての事務・権限を移譲すべき！

- ・国の出先機関を残さないために、移譲の対象外とされている事務・権限は、原則として全て『法定受託事務』として移譲。
- ・広域連合に移譲する事務・権限は、他の地域においては国が処理することから、暫定的に『法定受託事務』とすることを容認。
- ・国の処理基準に沿った事務処理を通じ、全国統一性を確保。是正の指示や代執行等の関与も可能。

2 機関委理事務の復活は認めない！

- ・地方自治法において、『大臣の並行権限』や法定受託事務に対する国の関与が認められており、既存の枠内で必要な関与等を設けることは可能。
- ・個別法においても、所管大臣の『包括的な指示』を認めている事例があり、必要であれば適用範囲の拡大等も考え得る。(ex. 道路法、河川法など ⇒ 直轄国道・直轄河川も同様の『指示』を認め、法定受託事務として移譲可)
- ・「新たな事務類型」として、広域連合に対する『包括的な指揮監督』を可能にし、連合議会の議決権も排除するような制度の創設は、「機関委理事務」の復活につながり、地域主権改革に逆行。

3 緊急時の対応にも支障はない！

- ・出先機関の機能や人員、資機材をそのまま広域連合のガバナンス下に置くことが基本。東日本大震災直後における道路復旧などの対応手法もそのまま引き継ぐ。
- ・非常災害対策本部長（防災担当大臣）や緊急災害対策本部長（総理大臣）からの広域連合への『指示』に加え、必要に応じ所管大臣からの『指示』も容認。広域連合に『非常災害対策本部長などへの応援要請権』を付与。
- ・現行においても、緊急時には、所管大臣に対し『権限代行・直接執行』を認めており、緊急時に広域連合が対応困難なケースにおいても、現行と同じ措置が可能。(ex. 土砂災害防止法、砂防法、道路法、海岸法など)

特例制度（基本構成案）に対する意見

1 『執行機関の在り方』について

- ・執行機関を「独任制」とするか、「理事会制」を採用するのかの選択は広域連合に委ねるべき。
- ・「執行役」という名称は、その役割に誤解を与える。執行責任は連合長にあり、その補助機関は広域連合が自主的に設けるべき。この執行役は単なる事務責任者にすぎない。

2 『区域の在り方』について

- ・広域連合に参加していない府県の区域に係る事務についても、①広域連合に直接移管または委任、②出先機関の管轄区域の変更により対応しうる場合がある。

3 『効果的・効率的な広域行政の推進』について

- ・構成団体から持ち寄る具体的な事務の内容は、地方の自主性に任せるべき。
- ・既に府県事務として定着している事務等を広域連合に持ち寄ることは、分権の流れに反する。
- ・国と地方の事務等に一体性があり、広域連合に持ち寄ることが効率的、合理的と自主的に判断する場合に持ち寄ることとするなど、地方の判断に委ねるべき。

4 『移譲事務等に関する事業計画』について

- ・関係地方公共団体からの意見聴取は、予算案の作成や議会での審議等に先立ち行うものと理解。

5 『給与を含む処遇上の扱い』について

- ・退職手当も含めた人件費が、必要な財源として措置されること。
- ・国家公務員共済組合の長期の積立金等についても、職員の異動に伴い地方公務員共済組合に移管されること。

6 『財源』について

- ・移管前に要していた額（移管に伴い新たに発生する経費を含む）をそのまま措置することが基本。
- ・スリム化・効率化を口実に、国が一方的に減額することがあってはならない。